

苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業

公募型プロポーザル

(設計・施工一括発注方式)

要求水準書

2019年8月

苫小牧市

1. 総則

(1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、苫小牧市（以下「本市」という。）が「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業（以下「本事業」という。）」の実施に当たって、設計施工一括発注方式の受注事業者に要求する施設機能・性能及び業務の最低水準を規定するものである。

参加者は、要求水準として具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、遵守すべき内容としては、本書に「～すること」と記載された内容のほか、別冊資料の「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業基本設計書」の諸条件を遵守するものとする。「～程度」と記載されている項目については、同レベルの性能を実現するものを提案する。

また、「検討する」と記載しているものは、プロポーザル時及び実施設計時に、受注者が提案の上、本市と採否を協議する項目を示している。

(2) 本事業の目的

本市では、新たな第2学校給食共同調理場の建設を計画しており、より良い整備に向け、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に沿った高い衛生管理や、調理能力、作業効率、経済性等様々な観点から主要設備である厨房設備類の選定を行い、本事業を実施するものである。

(3) 本書等の変更に関する事項

本市は、事業期間中に次の事由が発生した場合に本書を見直し、その変更を行うことができることとする。

- ア. 法令等の改正により、本事業内容が著しく変更されたとき。
- イ. 災害・事故等により、特別な事業内容の変更が必要なとき、又は事業内容が著しく変更されたとき。
- ウ. 本市の事由により、本事業内容の変更が必要なとき。
- エ. その他、本事業内容の変更が特に必要と認められるとき。
- オ. 本書等の見直しに当たり、本市は事前に受注者へ通知する。見直しに伴い本書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行う。

(4) 適用法令及び適用基準

本事業の実施に当たっては、設計、施工等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、適用法令及び適用基準は、設計、施工等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。

ア. 法令

- ・ 建築基準法
 - ・ 都市計画法
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
 - ・ 消防法
 - ・ 駐車場法
 - ・ 下水道法
 - ・ 水道法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
 - ・ 騒音規制法 ※特定工場等において発生する騒音の規制基準（苫小牧市告示 113 号）
 - ・ 振動規制法 ※特定工場等において発生する振動の規制基準（苫小牧市告示 117 号）
 - ・ 電気事業法
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - ・ 官公庁施設の建設等に関する法律
 - ・ 建築士法
 - ・ 建設業法
 - ・ 地方自治法
 - ・ 警備業法
 - ・ 労働基準法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 労働安全衛生規則
 - ・ 事務所衛生基準規則
 - ・ 個人情報の保護に関する法律
 - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
 - ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
 - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
 - ・ 屋外広告物法
 - ・ 道路運送法
 - ・ 会社法
 - ・ 電波法
 - ・ 健康増進法
 - ・ その他関連する法令等
- ※ 特に留意すべき事項

イ. 北海道・苫小牧市条例等

- ・北海道福祉のまちづくり条例
- ・北海道屋外広告物条例
- ・北海道公害防止条例
- ・北海道環境基本条例
- ・北海道建築基準法施行条例
- ・苫小牧市福祉のまちづくり条例
- ・苫小牧市都市公園条例
- ・苫小牧市水道事業給水条例
- ・苫小牧市下水道条例
- ・苫小牧市環境基本条例
- ・苫小牧市建築基準法施行条例
- ・苫小牧市火災予防条例
- ・その他関連する条例、規程等

ウ. 官庁営繕関係統一基準等

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・建築工事設計図作成基準及び同解説
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・建築数量積算基準・同解説
- ・建築工事標準詳細図
- ・国土交通省建築積算基準
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・建築工事内訳書作成要領
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備数量積算基準・同解説
- ・公共建築工事内訳書作成要領（設備工事編）

- ・公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）
- ・苫小牧市給水装置設計施工指針
- ・苫小牧市排水装置設計施工要領・官庁施設の基本的性能基準
- ・北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書
- ・土木工事工種体系化の手引き
- ・土木工事数量算出要領
- ・構内舗装・給排水設計基準
- ・擁壁工指針
- ・敷地調査共通仕様書
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建設リサイクル法関連届出
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建設リサイクルガイドライン
- ・駐車場設計・施工指針 同解説
- ・工事監理指針（建築・機械設備・電気設備）
- ・昇降機耐震設計・施工指針
- ・その他関連する建築学会等の基準・指針等

2. 施設整備に係る要求水準

設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、要求水準書に基づいて、設計意図をより詳細に具体化するために必要な業務を行う。

3. 実施設計及び監理業務に係る要求水準

(1) 共通事項

ア. 適用基準等

上記1.（4）に記載したものとし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が策定又は監修したもので、最新版を使用すること。

イ. 担当職員の指示

受注者は、設計業務を通じ、本市担当職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

(2) 実施設計業務に係る要求水準

ア. 業務の対象

受注者は、資料「苫小牧市第2学校給食共同調理場改築事業基本設計書」に示す施工に係る実施設計業務及び必要な事前調査、申請業務を行うこと。

イ. 業務の内容

- ・各種申請業務
- ・設計及び関連業務

ウ. その他調査

その他、受注者が設計・施工に当たって必要な調査を実施すること。

エ. 実施設計及び関連業務

- ・受注者は契約締結後速やかに、本施設の設計から施工・引渡し・必要な許認可の取得を含む工程を示した設計計画書を作成し、本市に提出すること。
- ・受注者は設計に当たり、要求水準書ならびに受注者の提案を基礎とし、本市の要望・意図を綿密に協議の上、設計を進めること。
- ・設計段階で本市と協議が必要な設計課題項目リストを作成し、承認決定時期に照らして、項目ごとに予め設計工程計画に示し、進捗状況を報告するなど、設計の進捗管理を受注者の責任において実施すること。
- ・設計上、重要な項目については、比較検討表を提示すること。

オ. 実施設計に関する提出書類

- ・受注者は実施設計完了時に、以下の成果品を本市に提出し検査を受けること。

成果品図書	サイズ	提出部数			摘要
		原図	製本	ばら焼き	
a. 建築（総合） ①建築物概要書 ②特記仕様書 ③仕上表 ④面積表及び求積表 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図 ⑨立面図（各面） ⑩矩形図 ⑪展開図 ⑫天井伏図（各階） ⑬平面詳細図 ⑭部分詳細図（断面図含む） ⑮建具表 ⑯サイン計画図 ⑰法規チェック図 ⑱総合仮設計画図	A 1	1部	6部 (A3版)	2部 (A3版)	
⑲各種計算書	A 4	1部	—	—	ファイル綴じ
b. 建築（構造） ①特記仕様書 ②構造基準図 ③土質柱状図 ④伏図（各階） ⑤軸組図 ⑥部材断面表 ⑦各部断面図 ⑧標準詳細図 ⑨各部詳細図	A 1	1部	6部 (A3版)	2部 (A3版)	

⑩構造計算書	A 4	1 部	—	—	ファイル綴じ
c. 電気設備 ①特記仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④電灯設備図 ⑤動力設備図 ⑥電熱設備図 ⑦雷保護設備図 ⑧受変電設備図 ⑨構内情報通信網設備図 ⑩構内交換設備図 ⑪情報表示設備図 ⑫映像・音響設備図 ⑬拡声設備図 ⑭テレビ電波障害防除設備図 ⑮監視カメラ設備図 ⑯火災報知設備図 ⑰構内配電線路図 ⑱構内通信線路図	A 1	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	
⑲各種計算書	A 4	1 部	—	—	ファイル綴じ
d. 昇降機設備 ①特記仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④昇降機平面図 ⑤昇降機等断面図 ⑥部分詳細図	A 1	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	
⑦各種計算書	A 4	1 部	—	—	ファイル綴じ
e. 給排水衛生設備 ①特記仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④給排水衛生設備配管系統図 ⑤給排水衛生設備配管平面図 (各階) ⑥消火設備系統図 ⑦消火設備系統図 (各階) ⑧排水処理設備図 ⑨その他設置設備設計図 ⑩部分詳細図 ⑪屋外設備図	A 1	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	
⑫各種計算書	A 4	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	ファイル綴じ
f. 空調換気設備 ①特記仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④空調設備系統図 ⑤空調設備平面図 (各階) ⑥換気設備系統図 ⑦換気設備平面図 (各階) ⑧その他設置設備設計図 ⑨部分詳細図	A 1	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	

⑩屋外設備図					
⑪各種計算書	A 4	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	ファイル綴じ
g. 外構設計 ①計画平面図 ②計画高平面図 ③雨水排水計画図 ④駐車場詳細図 ⑤フェンス詳細図 ⑥作工物詳細図 ⑦植栽詳細図 ⑧施設周辺の外構詳細図 ⑨その他外構に必要な図面	A 1	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	
⑩各種計算書	A 4	1 部	6 部 (A3 版)	2 部 (A3 版)	ファイル綴じ
h. その他 ①工事工程表 ②各種技術資料 ③各種記録 ④工事費算定内訳書 ⑤単価作成資料 ⑥見積等比較表 ⑦見積書 ⑧積算数量算出書 ⑨テレビ受信障害調査報告書	A 4	1 部	—	—	
⑩計画通知申請図書 ⑪省エネルギー申請図書 ⑫建設リサイクル法 ⑬北海道景観条例申請図書	A 4	2 部	—	—	
⑭パース（鳥瞰図）	—	—	—	—	
j. 電子納品 ①電子データ（CD-R 等）	1 式	—	—	—	JW-CAD Excel

カ. 施工期間中の設計業務

- ・設計意図に基づき、仕上材料・色彩計画を発案し、本市にわかりやすい資料を用いて説明し、承諾を得ること。
- ・設計変更が必要な場合は工事に遅延が生じないように変更案を策定し、概算工事費とともに本市に提示すること。
- ・変更契約については、変更案が承諾された場合に速やかに変更前・後の設計図と増減工事費内訳書及び数量根拠資料を提出し、最終確認を受けること。

(3) 工事監理業務に係る要求水準

ア. 業務の対象

受注者は、設計図書に基づく本施設の建設工事に関する監理業務を行うこと。

イ. 業務の内容

工事監理業務及び関連するその他の監理業務と付帯業務

ウ. 建設の監理業務

- ・受注者は、建築基準法（第 5 条の 6 第 4 項、第 5 項）及び建築士法（第 2 条第 8

- 項)に基づき監理者を選任すること。
- ・監理業務の状況を毎月本市に定期報告し、本市の要請があったときには随時報告を行うこと。
 - ・監理業務は重点監理とし、その内容は、「国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）」、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」、「工事監理ガイドライン（平成 21 年 9 月策定）」及び「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（平成 28 年 3 月策定）」に示される業務とする。
 - ・建築基準法（第 5 条の 6 第 4 項、第 5 項）及び建築士法（第 2 条第 8 項）に基づき工事監理を実施すること。
 - ・受注者が作成した施工計画書及び使用材料承諾願い等の確認を監理者として行い、速やかに本市に提出すること。
 - ・工事定例会議に定期的に出席すること。
 - ・関係機関との協議、各種法令手続きに必要な書類作成、技術的助力を行うこと。
 - ・担当職員の検査に先立って又は同時に検査を行う。
 - ・本市の中間検査及び完成検査等に立会うこと。
 - ・一部完成・中間・出来形検査は「建設工事契約約款（設計・施工一括）」に基づく。
 - ・本市の竣工検査前までに監理者検査を行い、検査結果を本市に通知すること。
 - ・竣工時に、監理報告書を作成し本市に提出すること。

4. 施工業務に係る要求水準

ア. 業務の対象

- ・受注者は、実施設計図書に基づき本施設の建設工事を行うこと。

イ. 業務の内容

- ・本施設の施工業務及びその関連業務。

ウ. 施工業務及びその関連業務の実施

a. 基本的な考え方

- ・事業契約書に定める期間内に本施設の建設工事を実施すること。
- ・事業契約書に定められた本施設の調査、建設の履行のために必要となる業務は、受注者の責任において実施すること。
- ・近隣住民や市民に対する建設工事関係の事前説明については、受注者が実施するとともに、本市はこれに協力するものとする。

b. 施工計画策定にあたり留意すべき項目

- ・関係法令を遵守し、関連要項、各種基準等を参照し適切な施工計画を策定すること。
- ・騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設工事が近隣の生活環

境に与える影響を勘案し、住民対応を実施すること。

- ・工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策）を行うこと。
- c. 建設に関する各種申請の適切な対応
 - ・設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。
 - ・建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に申請を実施すること。
- エ. 着工前業務
 - a. 近隣調査・準備検査等
 - ・着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保すること。
 - ・近隣への説明を実施すること。
 - ・建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を行うこと。
 - ・本施設建設に伴い発生が予想されるテレビ電波障害について、テレビ電波障害防除対策を本工事で行うこと。
 - ・工事中の電波障害に対処するために中間検査を実施するとともに、本施設完成後は、事後調査を実施した上で、必要な対策を講じること。
 - ・受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、WEB上で工事实績データの作成・登録を行うこと。
 - b. 工事着工届出等の提出
 - ・受注者は、建設工事着手前に、次の書類を本市に提出して、承諾を得ること。
 - ◇工事工程表等承認申請書及び現場代理人等指定通知書
 - ◇実務経験証明書
 - ◇確認書
 - ◇下請人選定通知書
 - c. 施工計画書等の提出
 - ・受注者は、各種工事の着手前に各施工担当者が作成した次の書類について、工事監理者の承諾を得た後、速やかに本市に提出すること。
 - ◇施工計画書
 - ◇使用材料承認願い
 - ◇その他工事施工に必要な届出等
- オ. 施工期間中業務
 - a. 建設工事
 - ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。受注者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

- ・本市は、受注者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、施工中に随時検査を行うことができるものとする。
- ・工事中における近隣住民等への安全対策については万全を期すこと。
- ・騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下・地下水の汚染等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行うこと。
- ・周辺地域に万が一悪影響を与えるような事態が発生した場合には、受注者の責めにおいて苦情処理等に対応すること。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ・工事により発生する建設発生土については、苫小牧市都市建設部が管理するトキサタマップ公園（苫小牧市字植苗）への捨て土均し処理とし、受注者が管理者と調整の上、処理を行うこと。
- ・隣接する建物、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。